

## 令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託要領（案）

静岡県（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として令和8年 月 日付けで締結した令和8年度静岡県地震防災センター緑地樹木維持管理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 目的

この要領は、静岡県地震防災センター敷地内の樹木管理、芝生地管理、除草、病害虫防除、施肥管理等について適切な作業を行うために守るべき基準を示すものである。

ただし、作業の種類、規模、状況によりこの要領によりがたい場合には、甲の指示により他の方法によることができる。

### 2 管理

乙は、現場責任者を定め、乙の従業員の指揮監督及び甲との連絡調整体制を整えなければならない。

### 3 規律

乙は、誠実なる勤務を心がけて規律ある行動をとり、作業中は来館者に迷惑をかけてはならない。また、来館者に危険があると思われるときは、危険防止の措置をしなければならない。

### 4 業務の内容

#### (1) 樹木管理

ア せん定・整枝は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものであり、それぞれの樹種、形状及びせん定の種類に応じて最も適切な方法で行うこと。

イ 樹姿及び樹形の仕立て方は、自然形に仕立てること。

ウ 花木類は、花芽の分化時期と養生位置に注意してせん定すること。

エ せん定した枝葉は、速やかに処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。

オ 枝抜きせん定は、混みすぎた枝の中の透かしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しながら、不要な枝の付け根から切ること。

カ 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り地原型を十分考慮しつつ樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。

キ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意すること。

ク 植込地内のゴミをきれいに掻き集め、処理すること。

ケ 植込地内の落葉、落枝等も竹ぼうき等により掻き集め、運搬処理すること。

## (2) 芝生地管理

- ア 芝生地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。
- イ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ウ 樹木の根際の周り等機械刈りの不適當な場所は、手刈りすること。
- エ 縁刈りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないようにすること。寄せ植え類にあつては、樹冠の垂直投影線より10cm程外側で垂直に切り込み、取り除くこと。
- オ 刈り取った芝は、速やかに処理すると共に、きれいに処理すること。

## (3) 除草

- ア 樹木、株物等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- イ 雑草は根から抜き取ること。
- ウ 刈り取った雑草は、速やかに処理すること。

## (4) 病虫害防除

病虫害防除における薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

## (5) 施肥管理

- ア 所定の施肥量を各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるように行うこと。
- イ 芝生地の施肥は、予定の施肥量を芝生面にむらのないよう、均一に散布すること。
- ウ 原則として葉面が濡れているときは施肥を行わない。

## 5 様式

様式第1号 委託業務実施計画書（契約書第15条関係）

様式第2号 委託業務完了報告書（契約書第9条関係）

## 6 その他

この要領に明記されていない細部の事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。